

第4章

都市機能誘導区域の 検討



4-1 都市機能誘導区域について.....	82
4-2 都市機能誘導区域の設定方針	84
4-3 都市機能誘導区域の設定方法	85
4-4 都市機能誘導区域の設定	90
4-5 誘導施設の設定	101

第4章 都市機能誘導区域の検討

4-1 都市機能誘導区域について

(1) 基本的な考え方

都市機能誘導区域とは、医療・福祉・子育て支援・商業等の都市機能を都市の中心や生活拠点に誘導し、集約することにより、これらの各種サービスの効率的な提供を図る区域です。

医療・福祉・子育て支援・商業といった民間の生活サービス施設の立地に焦点が当たられる中では、これらの施設を如何に誘導するかが重要となります。このような観点から新たに設けられた都市機能誘導区域の制度は、一定のエリアと誘導したい機能、当該エリア内において講じられる支援措置を事前明示することにより、当該エリア内の具体的な場所は問わずに、生活サービス施設の誘導を図るもので

(都市計画運用指針 参考)

(2) 大牟田市における都市機能誘導区域の考え方

大牟田市の都市機能誘導には、市民が日常的に利用する生活利便施設を誘導するための“生活利便型(市民向け)都市機能誘導区域”と、市内を中心とした広域からの来訪者が多く利用する場所などの拠点形成を図るべき“政策誘導型(広域住民向け)都市機能誘導区域”的2つを設定します。

生活利便型(市民向け)都市機能誘導区域において誘導する施設は、食料品を主に取り扱う商業施設や一般診療所(内科)、子育て支援施設、金融機関などの生活に密着した施設とし、拠点の役割や圏域人口規模に応じて誘導すべき施設種類や数を設定します。

政策誘導型(広域住民向け)都市機能誘導区域は、来訪者が多く集まる場所で、政策的に都市機能の誘導、配置を行うべきエリアを設定します。

■誘導区域の種類

生活利便型(市民向け)都市機能誘導区域

○都市拠点 (※)

○地域拠点 (概ね 500m圏域内)

○地区拠点 (概ね 300m圏域内)

政策誘導型(広域住民向け)都市機能誘導区域

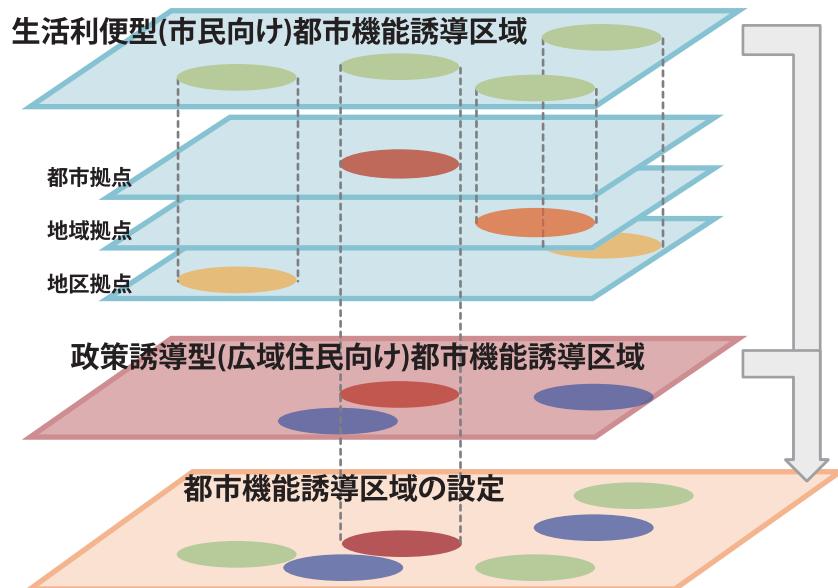
○都市拠点 (※)

○政策拠点

広域交流拠点 (新大牟田駅周辺)

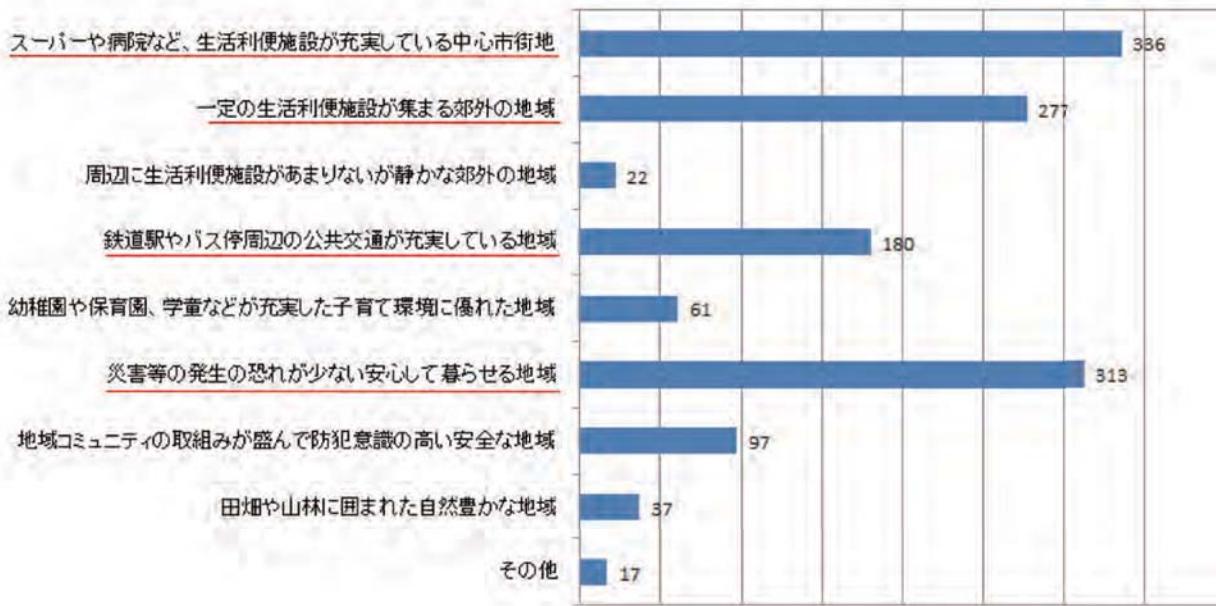
レクリエーションゾーン (延命公園周辺)

※都市拠点については生活利便型(市民向け)及び政策誘導型(広域住民向け)両方の機能を有する。

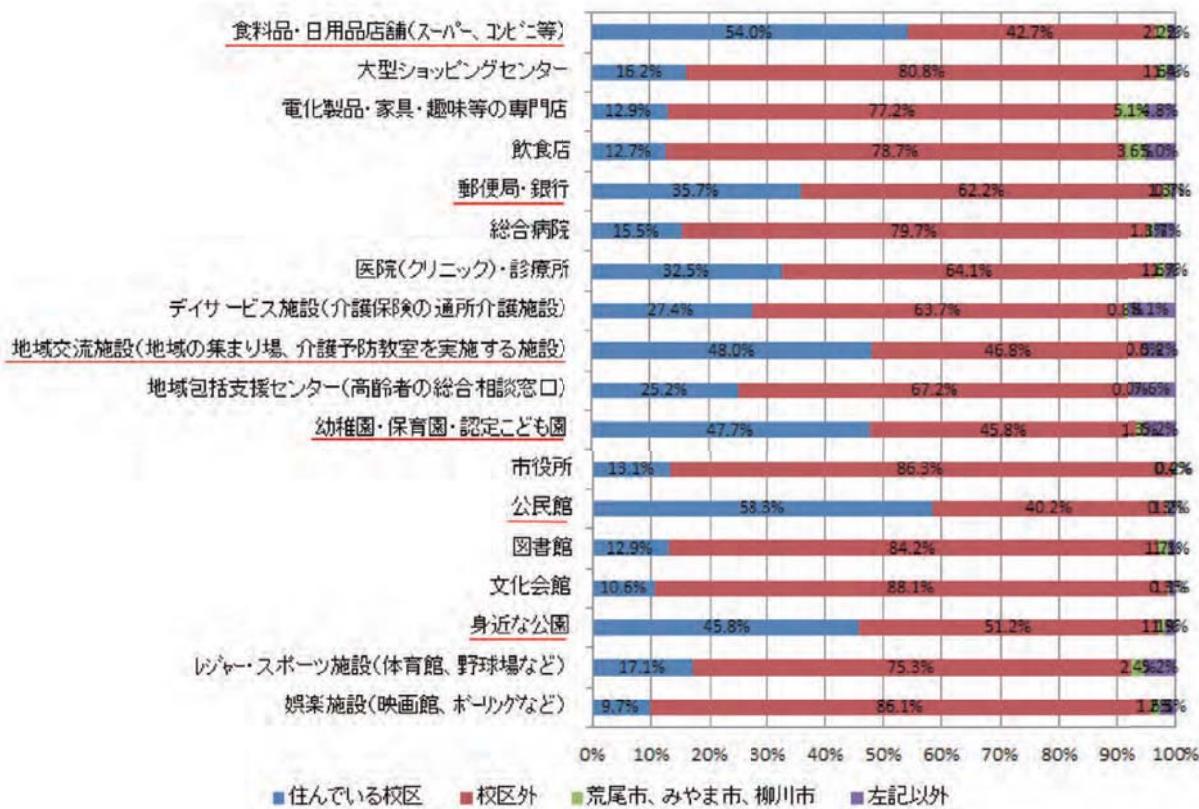


(補足)市民意向の確認

「将来どのような場所に住むことが望ましいと考えていますか?」という問い合わせに対する回答としては、中心市街地や都市機能(生活利便施設)が集まる場所、災害等の発生の恐れが少ない場所などが上位となっています。



「日常生活で利用する施設のうち、校区内に立地している都市機能(生活利便施設)を利用しているのはどのような施設か」という問い合わせに対する回答としては、食料品・日用品店舗、郵便局・銀行、医療(クリニック)・診療所、地域交流施設、幼稚園・保育園・認定こども園、公民館、身近な公園などが多くなっています。



出典:市民意向調査(H28)

4-2) 都市機能誘導区域の設定方針

(1) 設定方針

① 拠点の適性配置と都市機能の分類

都市機能誘導区域は、市民の日常生活における生活に身近な都市機能を維持する役割を担うことから、市民の利用しやすい場所に、各誘導区域が対象とする圏域内人口の規模に応じた都市機能を誘導します。

② 人口集積・既存ストックを活かした拠点形成

都市機能誘導区域を設定するにあたっては、多くの市民が利用しやすく、既に都市機能が集積する場所に設定する必要があるため、人口や都市機能の集積状況を考慮して区域を設定します。

③ 交通利便性の高い場所への都市機能の誘導

都市機能誘導区域は、誰もが歩いて利用できる場所でなければならないため、公共交通の利便性の高い場所に区域を設定します。

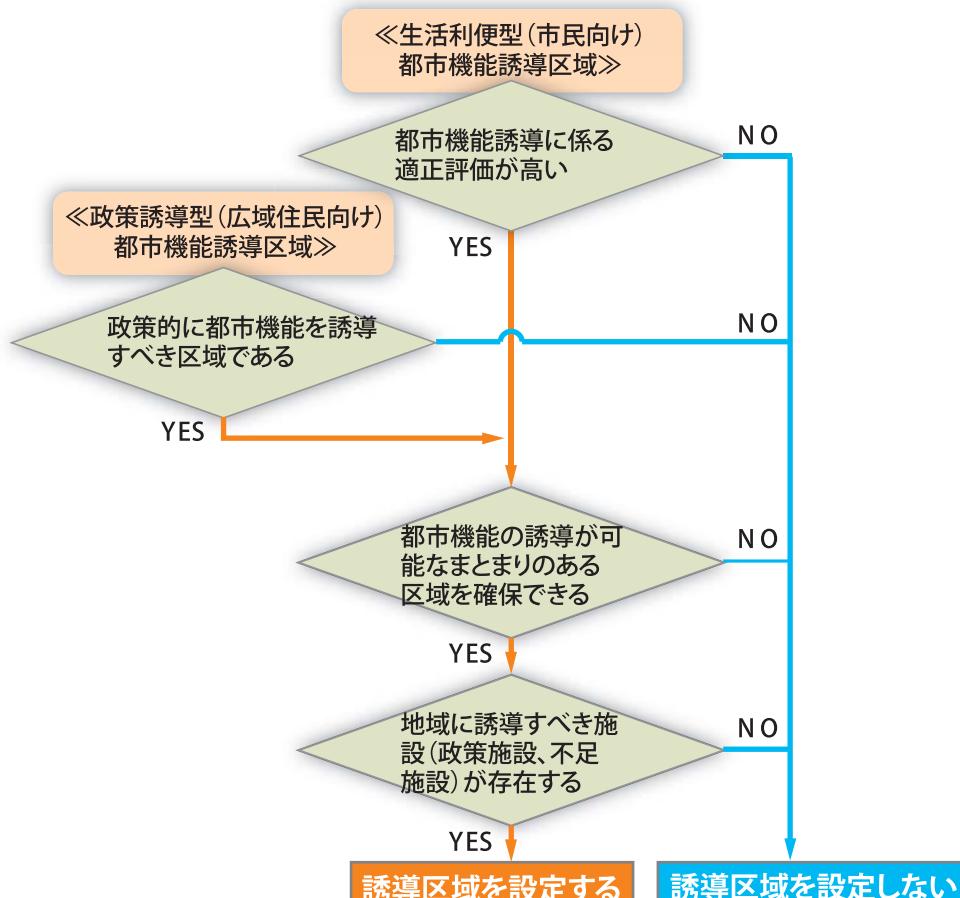
④ 都市機能の維持が可能な誘導施設の設定

都市機能誘導区域に設定する誘導施設には、行政側が政策的に誘導する都市機能と市民の日常生活に必要なサービス施設を誘導する観点があります。市民の日常生活に必要とされるサービス施設は、過剰な施設立地の誘導を避けるため、市内1施設あたりの平均人口で過不足施設数を算出して誘導施設の対象とします。

(2) 都市機能誘導区域の評価方法

大牟田市の都市機能誘導区域には、市民が日常的に利用する生活利便施設を誘導するための“生活利便型(市民向け)都市機能誘導区域”と、市内を中心とした広域からの来訪者が多く利用する場所などの拠点形成を図るべき“政策誘導型(広域住民向け)都市機能誘導区域”的2つを設定します。

生活利便型(市民向け)都市機能誘導区域は、人口・都市機能の集積度や交通利便性を考慮した都市機能誘導の適正評価の評価結果が高い場所に設定し、政策誘導型(広域住民向け)都市機能誘導区域は、政策的に考慮すべき既存施設周辺に設定することとし、右図のフローに基づいて区域の選定を行います。



4-3 都市機能誘導区域の設定方法

(1) 生活利便型(市民向け)都市機能誘導区域

生活利便型(市民向け)都市機能誘導区域の適用条件としては、以下の3つの評価を用います。

一つ目は、市民の日常生活に身近な区域とするためには、既に多くの市民が居住している場所で、都市機能を維持し続ける必要があることから、500m圏域内に一定の人口集積がある場所を評価します。二つ目に、現時点で都市機能が集積する場所は既に市民に使いやすい状況にあるため、既存の都市機能の集積が見られる場所を評価します。三つ目は、交通アクセスの良い場所である必要があるため、駅からの距離やバス停便数に応じた距離によって交通利便性を評価します。

これらの市民生活に係る都市機能誘導区域の評価を、100mメッシュ人口を用いて実施します。

■市民生活に係る都市機能誘導区域の評価

		評価項目(該当しないものは全て0)		
評価① 500m圏域内の 居住者が多い場所	500m圏域内人口が 3,000人以上の区域	500m圏域内人口が 2,000人以上3,000人未満の区域	500m圏域内人口が 1,000人以上2,000人未満の区域	
	3点	2点	1点	



【評価項目に関する設定根拠】

評価①(人口集積度)

生活サービス施設は、施設周辺に住む居住者が利用することで店舗経営が賄えることから、500m圏域内の居住人数で評価。500m圏域内人口が3,000人以上のメッシュを3点評価、2,000人以上3,000人未満のメッシュを2点評価、1,000人以上2,000人未満を1点で評価。

評価②(生活利便性)

既存の生活利便施設のうち、生活に最も身近な商業施設(スーパー、コンビニ)の800m利用圏域(徒歩10分圏域)をベースとして、それ以外の生活利便施設(医療施設、高齢者福祉施設、子育て支援施設、金融機関の4要素)のうち、3～4つの要素を有する場所を3点で評価、1～2要素を有する場所を2点で評価、0要素で商業施設しかない場所を1点で評価。

評価③(交通利便性)

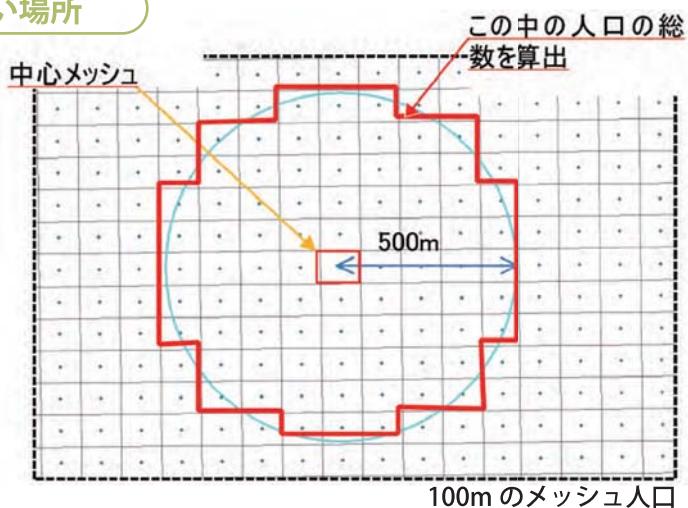
都市機能を誘導するのにふさわしい場所としては、市民の誰もが利用しやすい場所である必要があることから、駅から500mもしくは3本/時以上のバス停から300mの圏域を3点で評価、駅から500～800mもしくは3本/時以上のバス停から300～500m、1～3本/時のバス停から300mの圏域を2点で評価、1～3本/時のバス停から300～500m、1本/時未満のバス停から300mの圏域を1点で評価。

*徒歩圏域の800m圏は、健常者が10分で歩くことができる距離(80mを1分で計算)。(不動産の表示に関する公正競争規約施行規則により1分80mと規定)

(補足)評価① 500m圏域内の居住者が多い場所

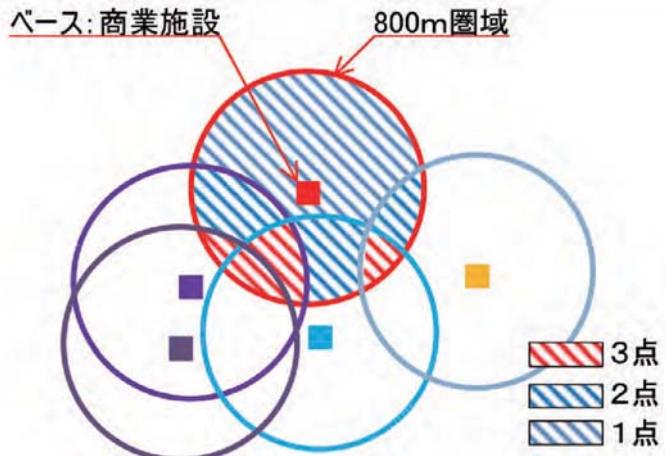
500m圏域とは、コンビニやスーパーなどの最寄品を取り扱う商業施設の徒歩・自転車による利用を前提とした商圈エリアの範囲として、一般的に使用されている距離です。

500m圏域内の人口が3,000人以上であれば、コンビニが1店舗経営できるという考え方に基づき、すべてのメッシュに500m圏域内の人口を算出して評価しています。



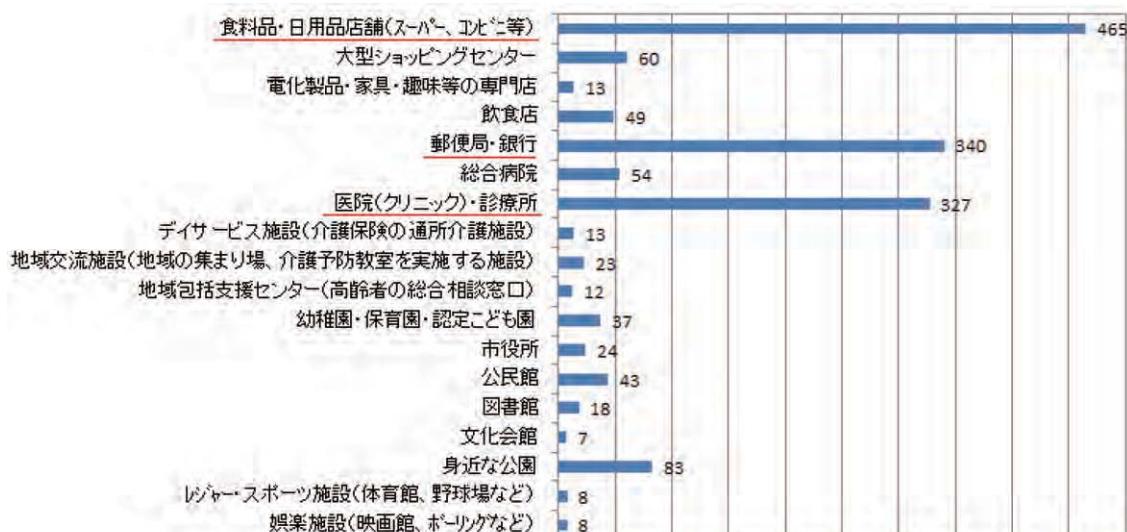
(補足)評価② 既存の都市機能の集積が見られる場所

既存の都市機能(生活利便施設)のうち、最も利用頻度が高い商業施設(スーパー、コンビニ)から800mの圏域をベースとして、その他の4つの施設要素(医療、高齢者福祉、児童福祉、金融機関)の800m圏域が重複するエリアで評価しています。



(補足)市民意向の確認

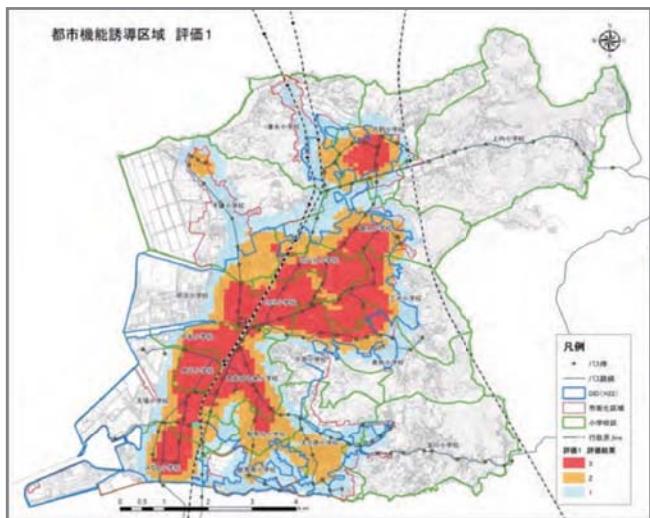
「今後なくなってしまうと困る施設はどれですか?」という問い合わせに対する回答としては、食料品・日用品店舗(スーパー・コンビニ等)の意見が突出して多く、次いで郵便局・銀行、医療(クリニック)・診療所が多くなっています。



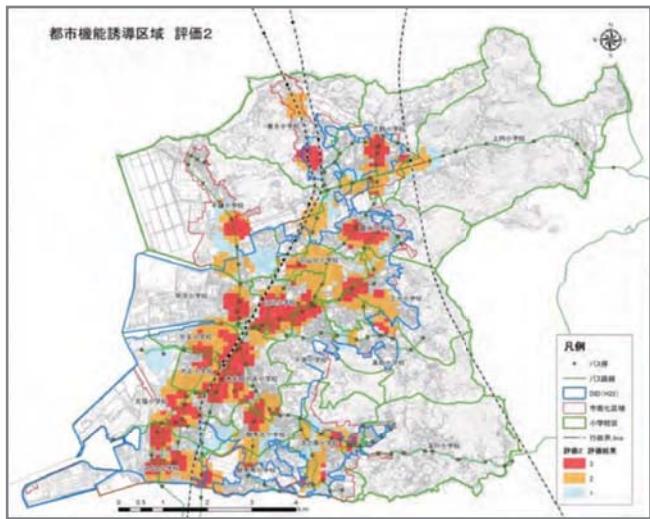
出典:市民意向調査(H28)

《生活利便型(市民向け)都市機能誘導区域の配置》

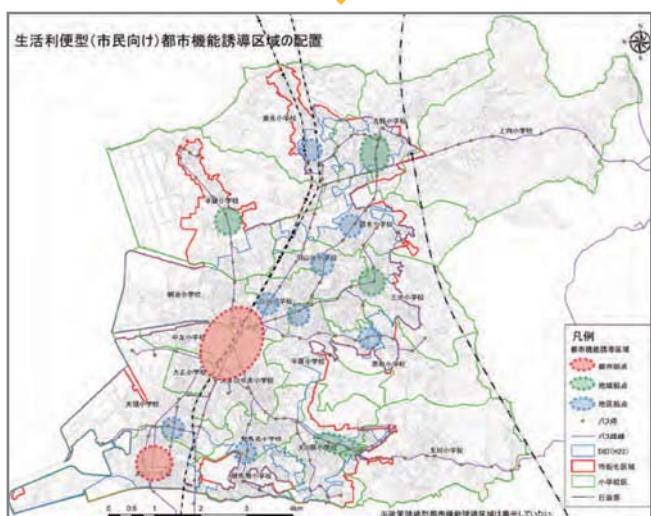
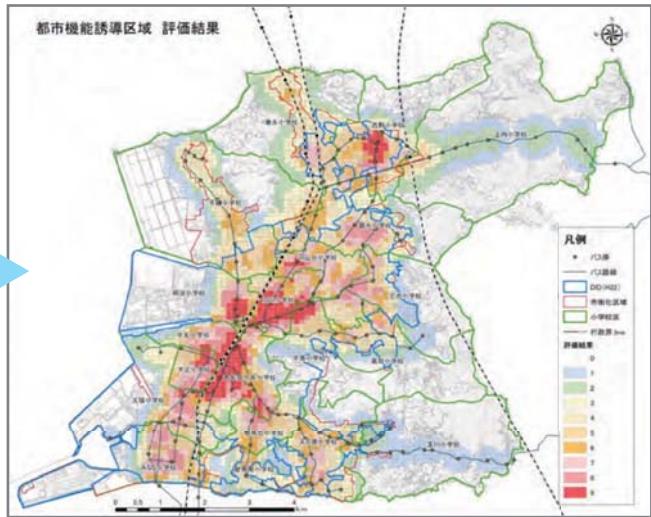
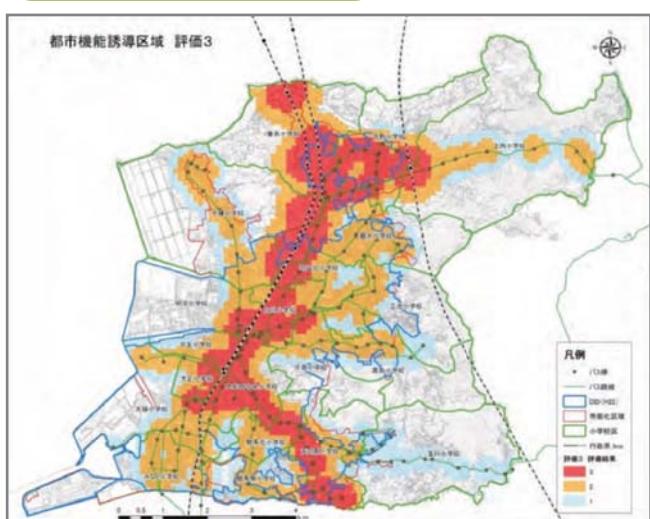
評価①(人口集積度)



評価②(生活利便性)



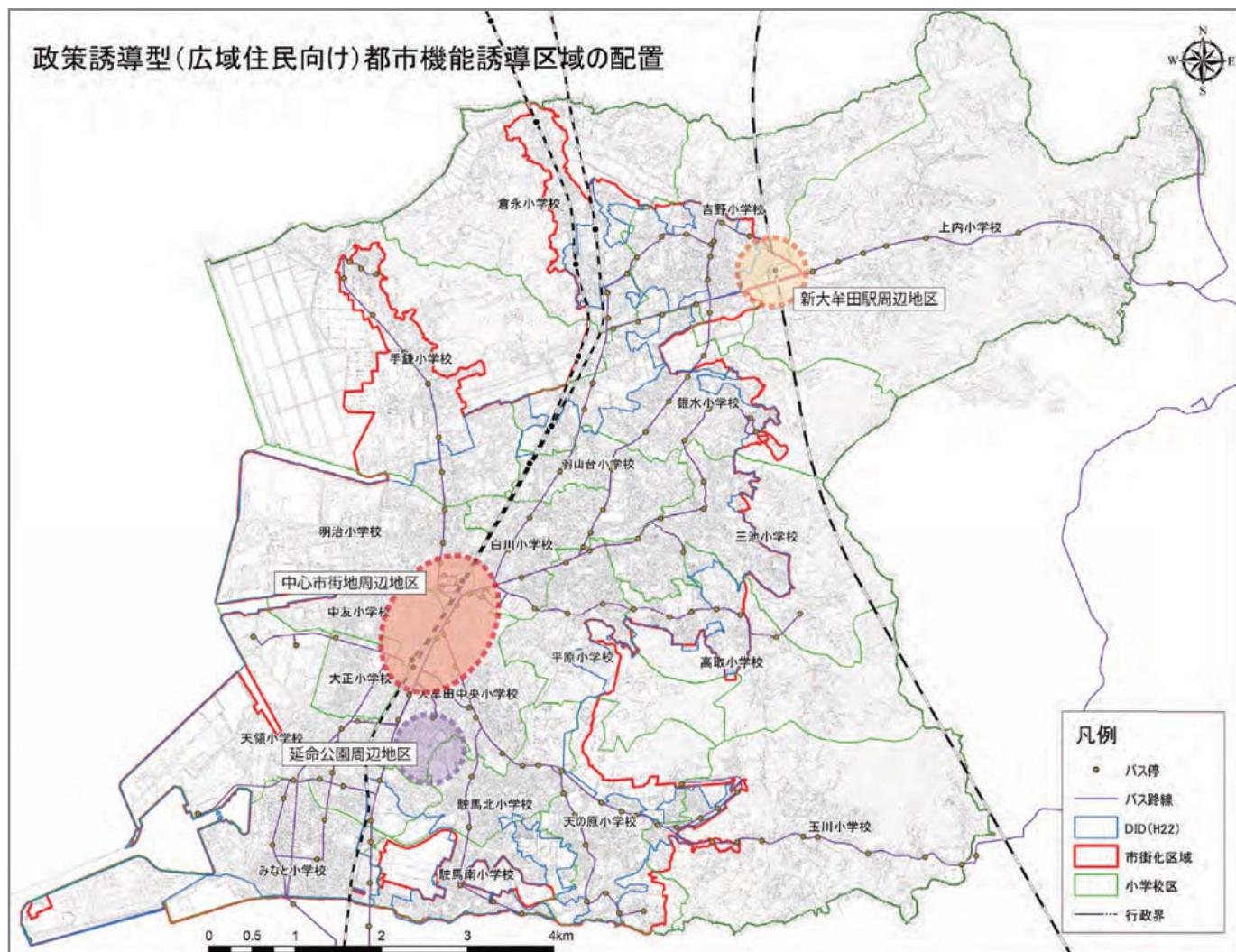
評価③(交通利便性)



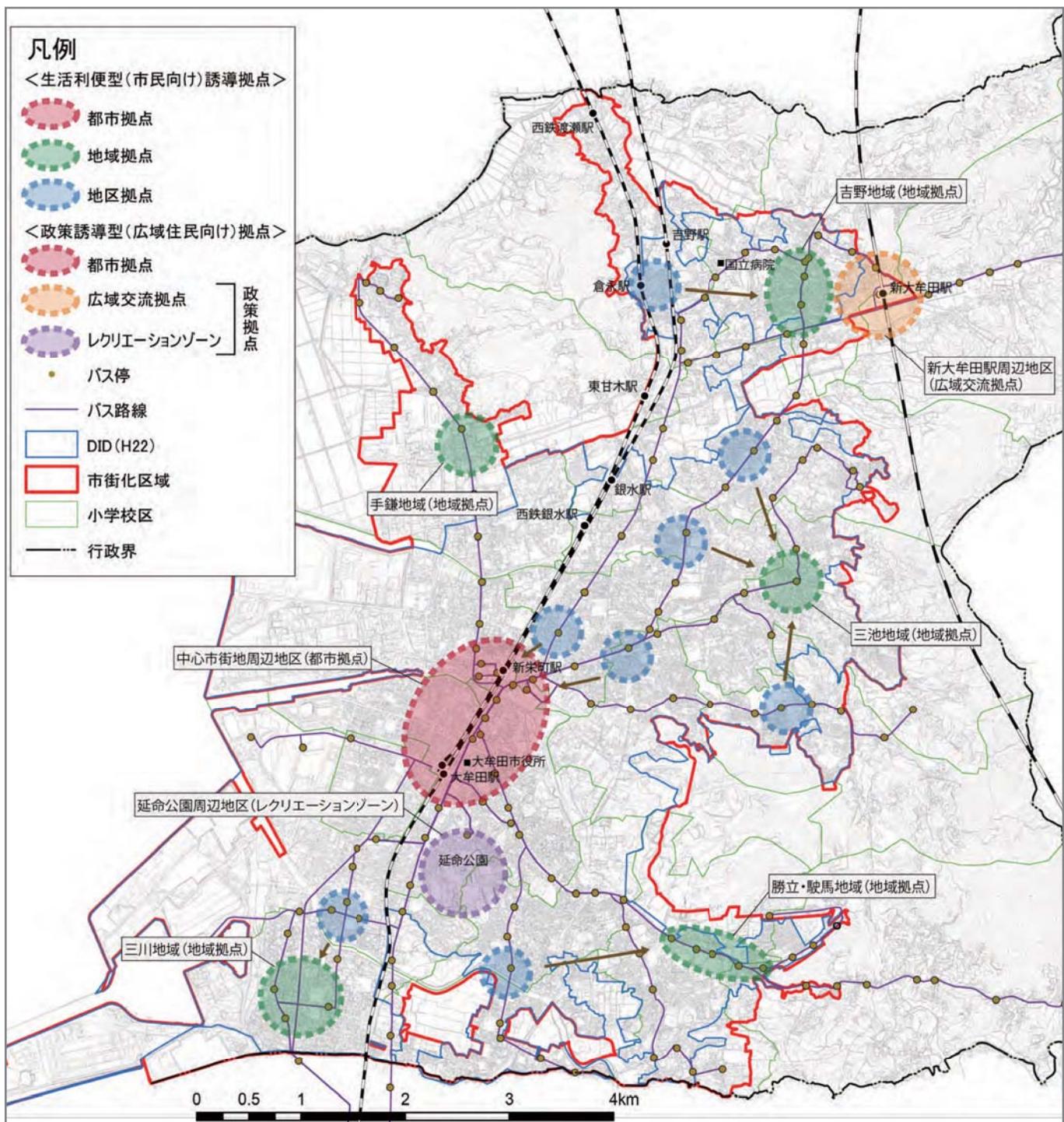
(2) 政策誘導型(広域住民向け)都市機能誘導区域

政策誘導型(広域住民向け)都市機能誘導区域は、有明圏域定住自立圏をはじめとする広域の住民が多く集まる場所で、交通機関や公共公益施設などの既存ストックが既に整備されており、政策的な拠点形成が必要とされる場所に設定します。

設定する誘導施設については、市民利用に限らず、施設を利用するすべての方を対象とした都市機能の誘導を図ります。



《都市機能誘導区域の配置》



→ 各地区拠点が含まれる地域拠点を示す

4-4 都市機能誘導区域の設定

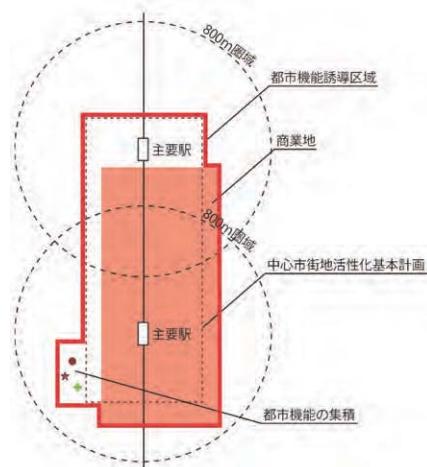
《区域設定の考え方》

【都市拠点】

都市拠点である中心市街地周辺地区は、中央地域の地域拠点として生活利便施設の維持・充実を図る役割を担うとともに、市の中心市街地として高次都市機能の集約を図る区域として都市機能誘導区域を設定します。

区域設定に関しては、都市機能誘導区域の適正評価の結果の高い場所に指定することとし、中心市街地を全て含み、大牟田駅及び新栄町駅から800m圏域（徒歩10分圏域）内にある商業地を基本として区域を設定します。

ただし、既存の都市機能の集積や土地利用の状況、地形条件などによって区域に含める又は除外する必要がある場合において、周辺地域の状況から判断して区域設定を行うものとします。

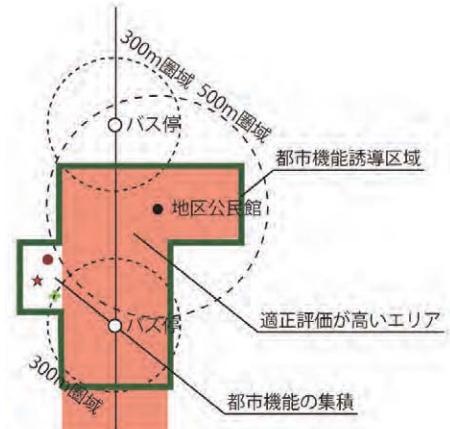


【地域拠点】

各地域拠点は、地域住民の日常的な生活利便施設の維持・充実を図る区域として都市機能誘導区域を設定します。

区域設定に関しては、都市機能誘導区域の適正評価の結果の高い場所に指定することとし、地区公民館から500m圏域（高齢者の徒歩10分圏域）及び近郊のバス停から300m圏域を基本として区域を設定します。

ただし、既存の都市機能の集積や土地利用の状況、地形条件などによって区域に含める又は除外する必要がある場合において、周辺地域の状況から判断して区域設定を行うものとします。

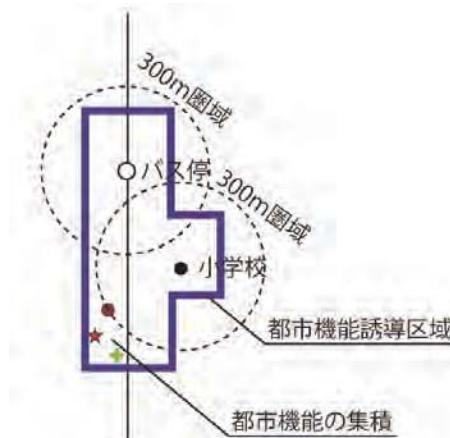


【地区拠点】

各地区拠点は、地区住民の生活行動や地域活動が小学校区で行われていることを踏まえ、地区に必要な最低限の施設を誘導するための都市機能誘導区域として設定します。

区域設定に関しては、小学校から300m圏域又は近郊のバス停から300m圏域を基本として設定します。

ただし、既存の都市機能の集積や土地利用の状況、地形条件などによって区域に含める又は除外する必要がある場合において、周辺地域の状況から判断して区域設定を行うものとします。



【政策拠点】

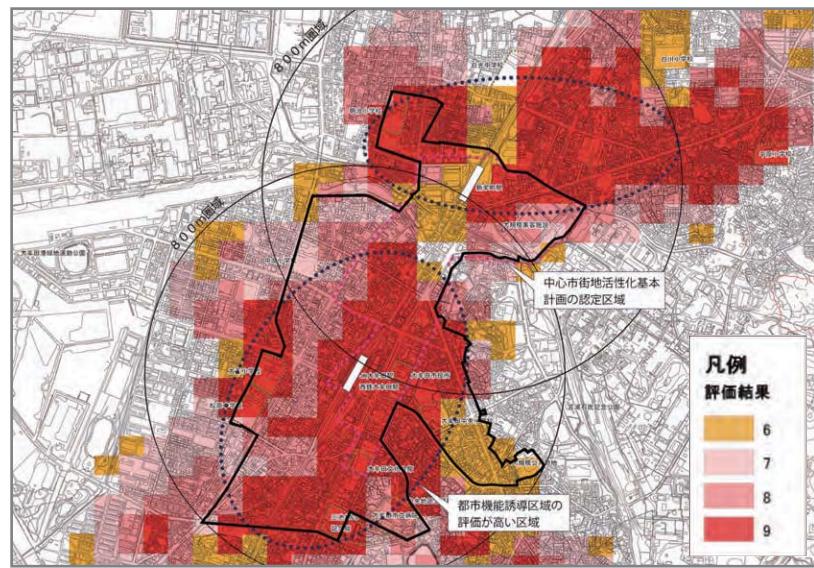
政策拠点は、広域住民を対象とした、来訪者が多く利用する拠点形成を図るべき場所であり、拠点に求められる役割を果たすことが可能な範囲に誘導区域を設定します。

①中心市街地周辺地区(生活利便型・政策誘導型)

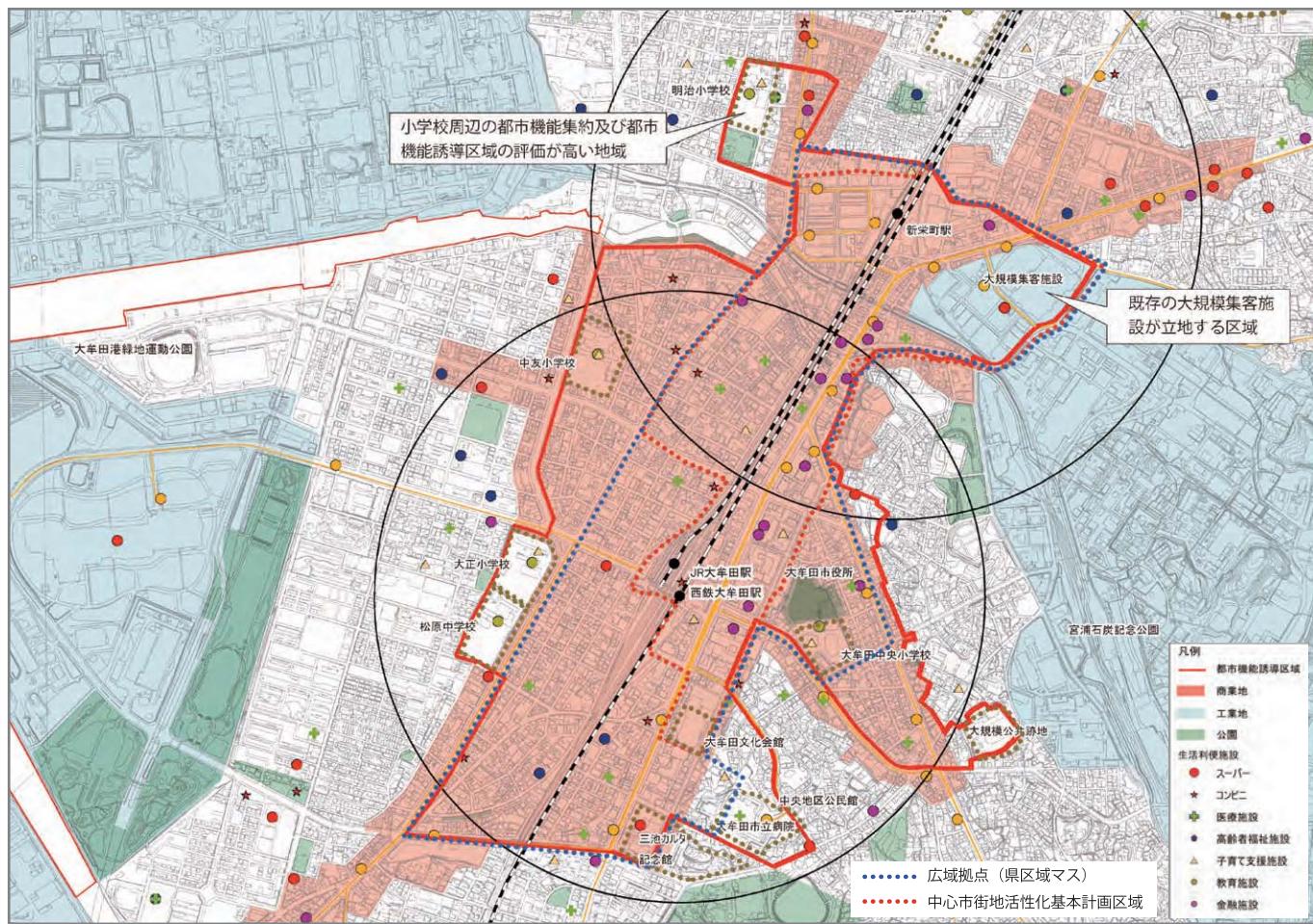
中心市街地周辺地区は、JR・西鉄大牟田駅から新栄町にかけての中心市街地の賑わいの回復を図るため、高次都市機能及び生活利便施設の集約を図ります。

都市機能に係る適正評価では、大牟田駅及び新栄町駅周辺での評価が高く、中心市街地活性化基本計画の認定区域を基本として、小学校周辺や生活利便施設の立地状況等を考慮し、都市機能誘導区域を以下のように設定します。

«都市機能の適正評価»



«誘導区域の設定»

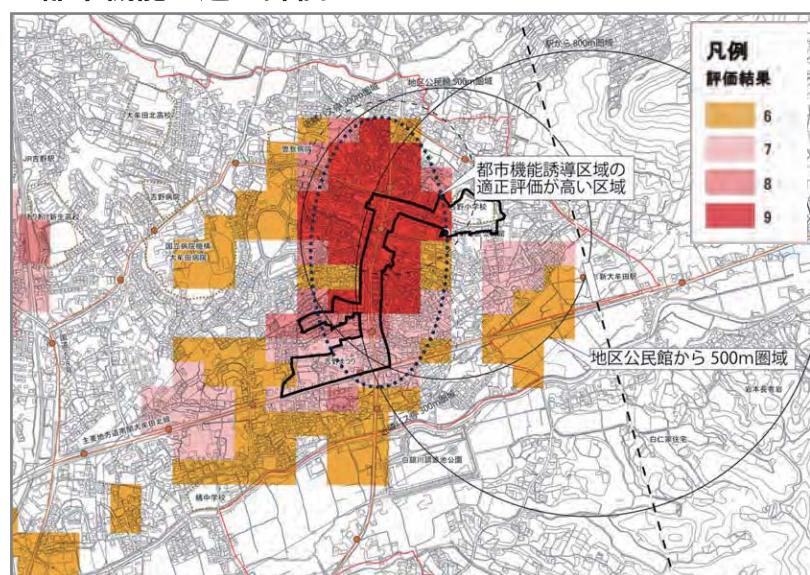


②吉野地域拠点(生活利便型)

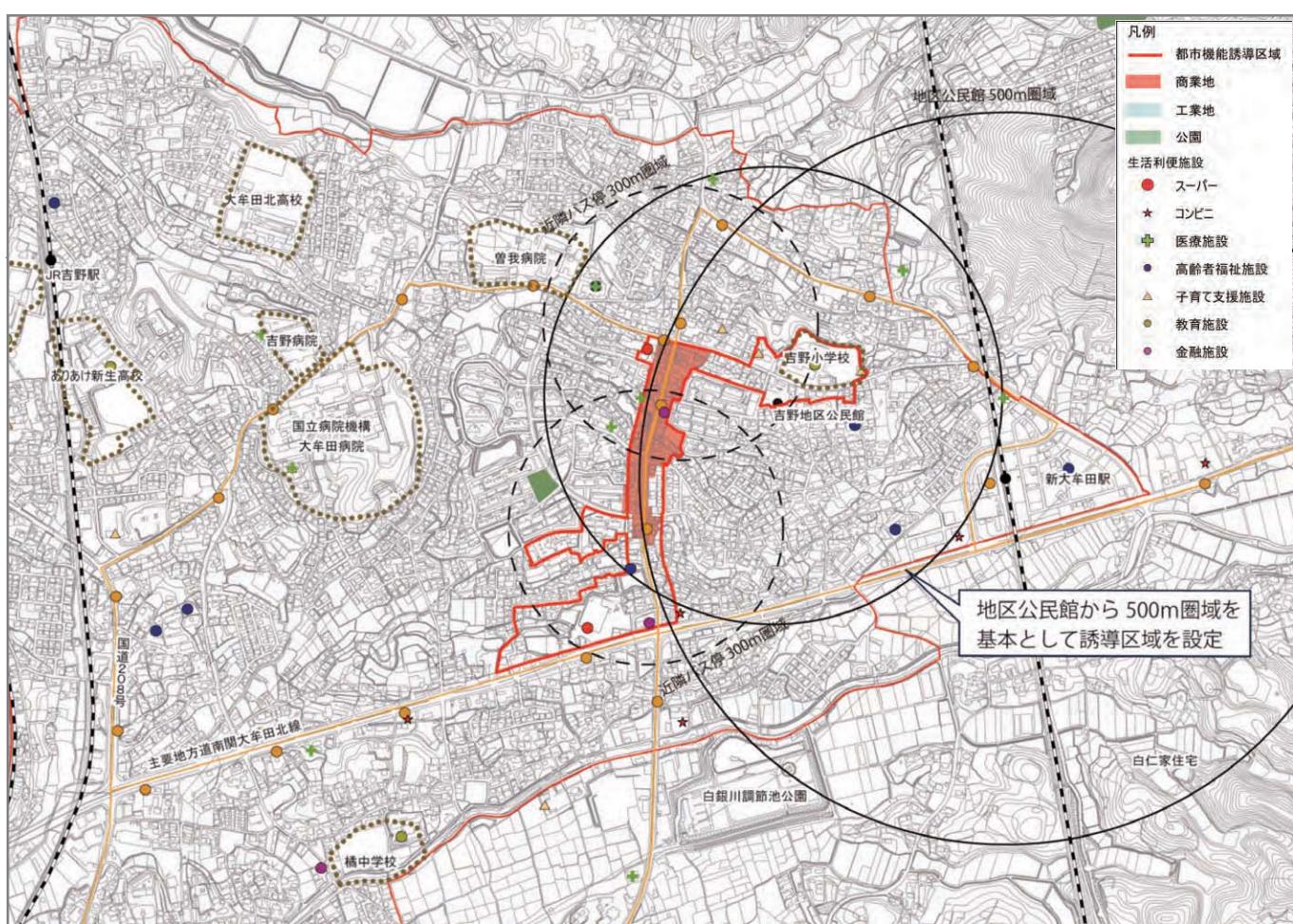
吉野地域の都市機能誘導区域は、吉野地域住民の日常生活のサービス機能を維持するため、生活利便施設の集約を図るもので

す。
都市機能に係る適正評価では、地区公民館から主要地方道大牟田北南関線までの評価が高くなっていますが、都市機能誘導区域が低層住居専用地域には適さないため、近隣商業地域と主要地方道沿道にかけた区域を都市機能誘導区域として設定します。

「**都市機能の適正評価**」



「**誘導区域の設定**」

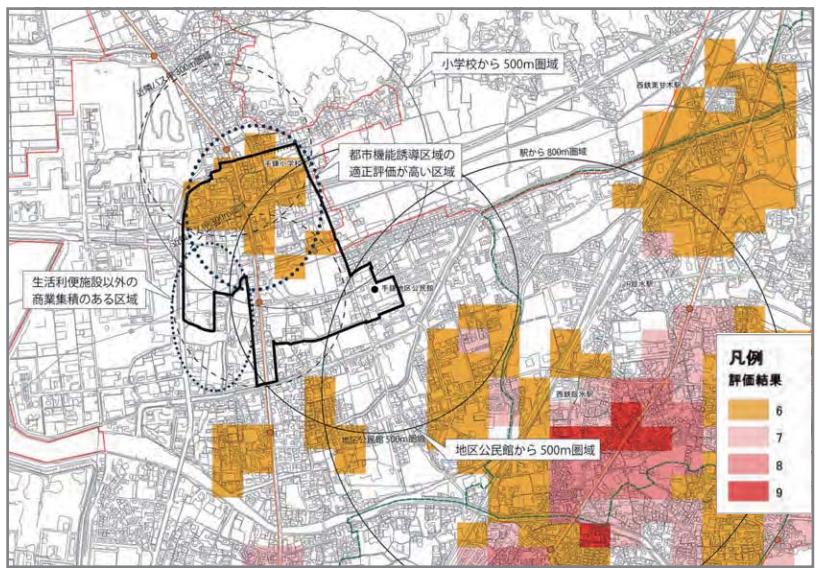


③手鎌地域拠点(生活利便型)

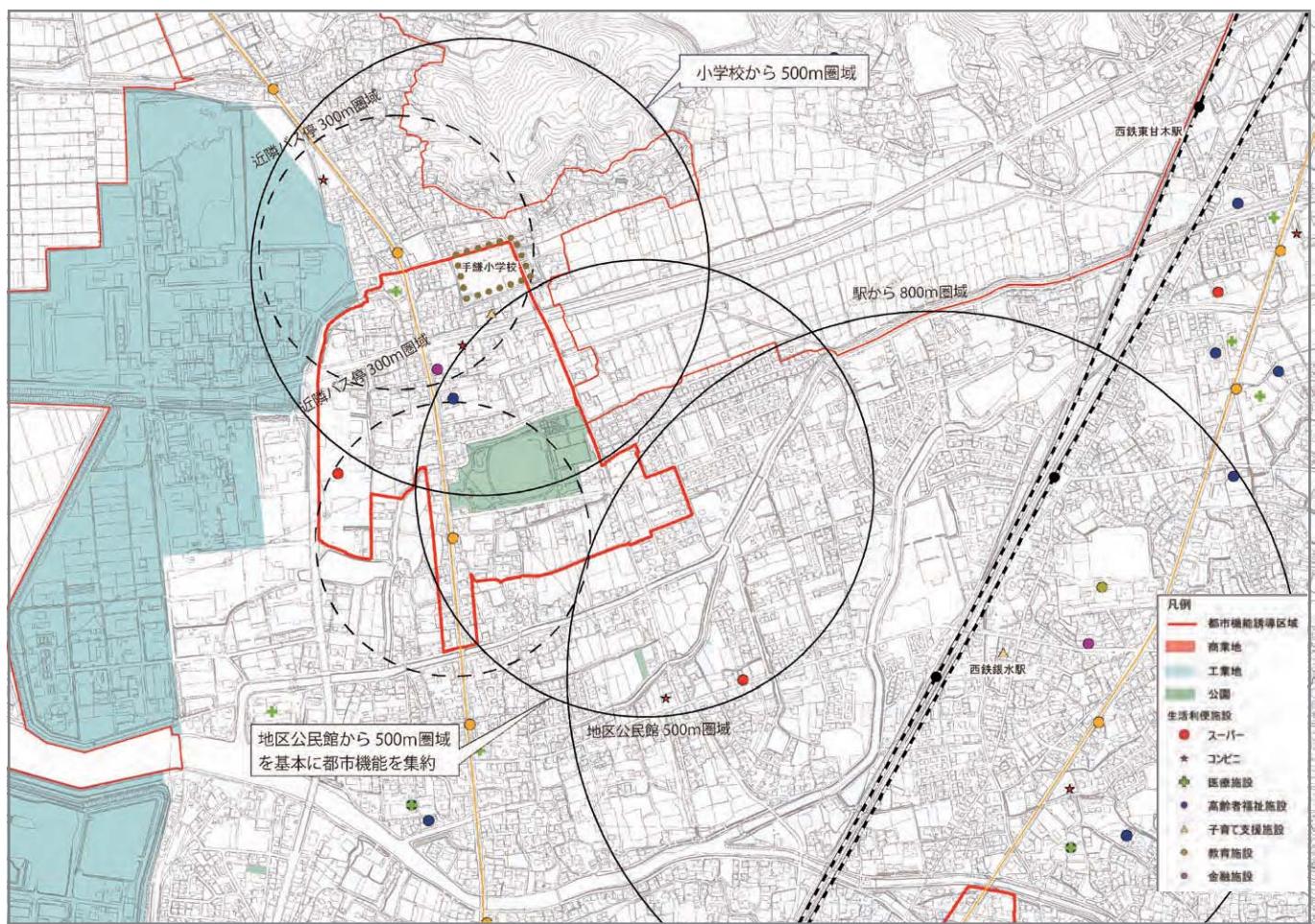
手鎌地域の都市機能誘導区域は、手鎌地域住民の日常生活のサービス機能を維持するため、生活利便施設の集約を図ります。

都市機能に係る適正評価では、他地域に比べて評価結果は低い状況にありますが、手鎌小学校周辺や地区公民館周辺で評価が高くなっています。2つを統合するような形で都市機能誘導を設定します。

«都市機能の適正評価»



«誘導区域の設定»

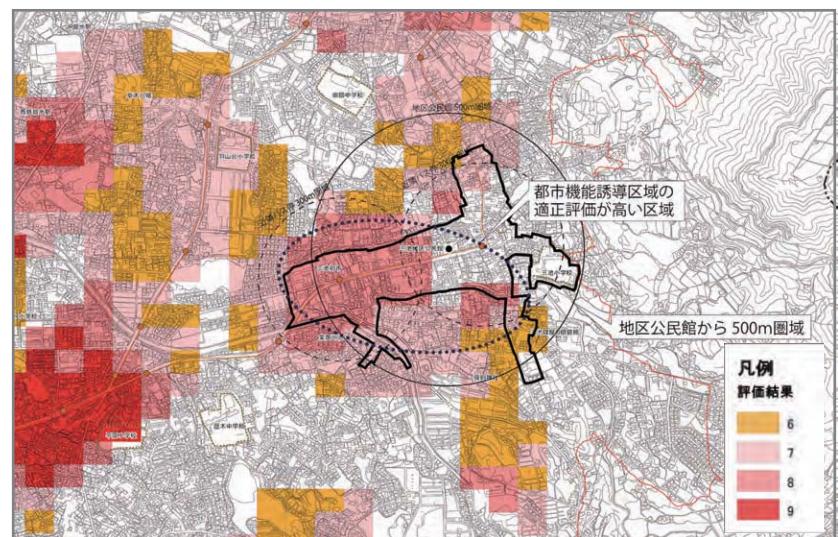


④三池地域拠点(生活利便型)

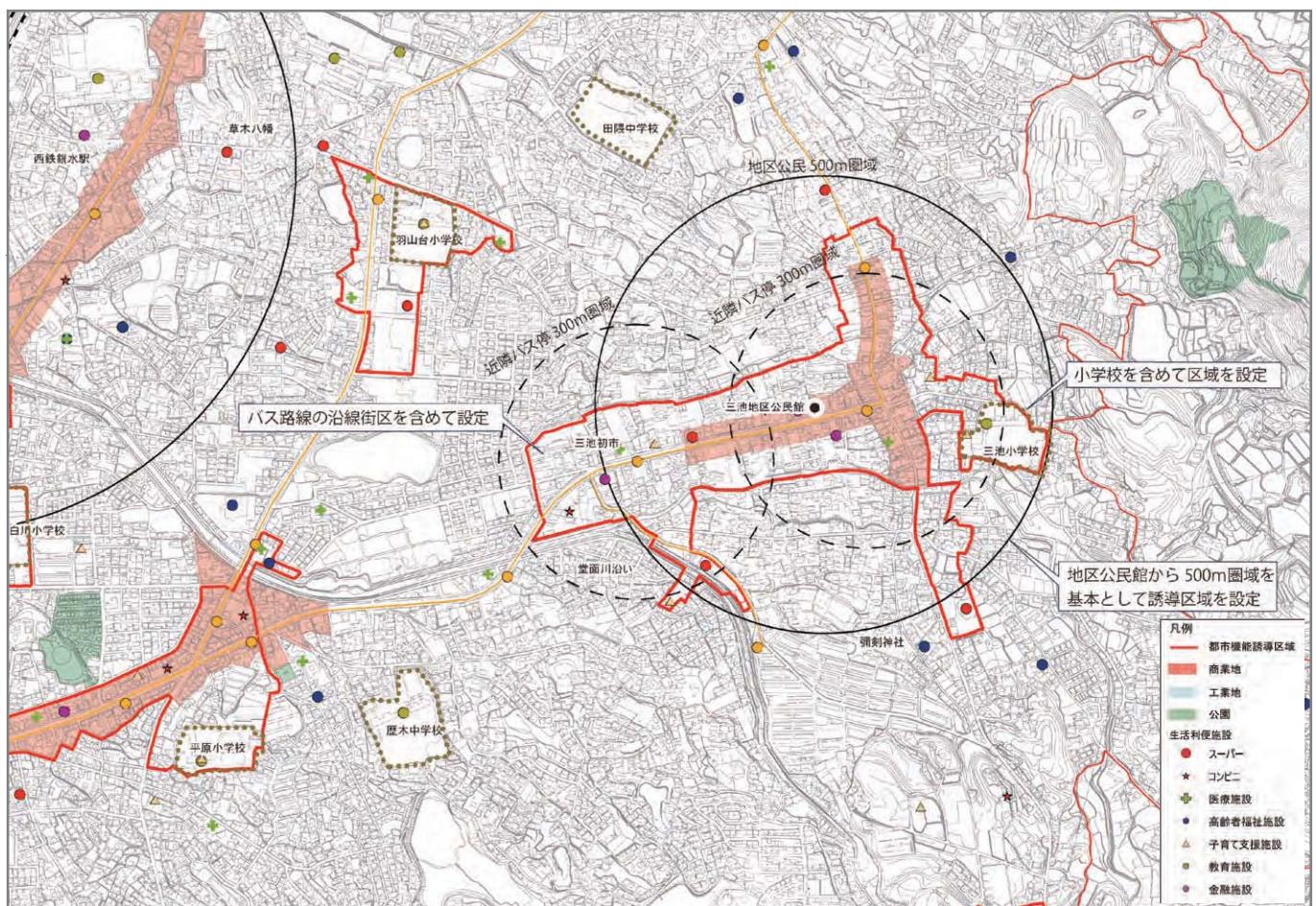
三池地域の都市機能誘導区域は、三池地
域住民の日常生活のサービス機能を維持す
るため、生活利便施設の集約を図ります。

都市機能に係る適正評価では、地区公民
館周辺での評価が高くなっていることから、
近隣商業地域を含む主要地方道大牟田南関
線沿道に都市機能誘導区域を設定します。

《都市機能の適正評価》



《誘導区域の設定》

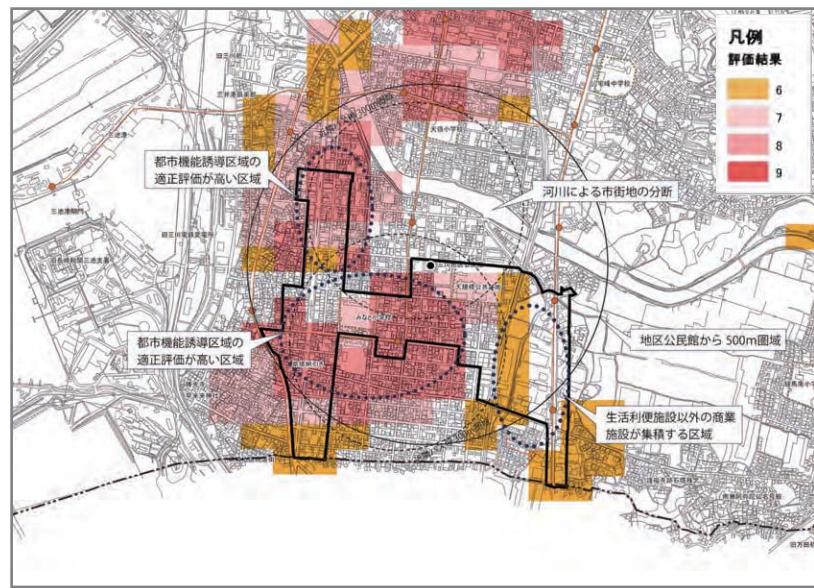


⑤三川地域拠点(生活利便型)

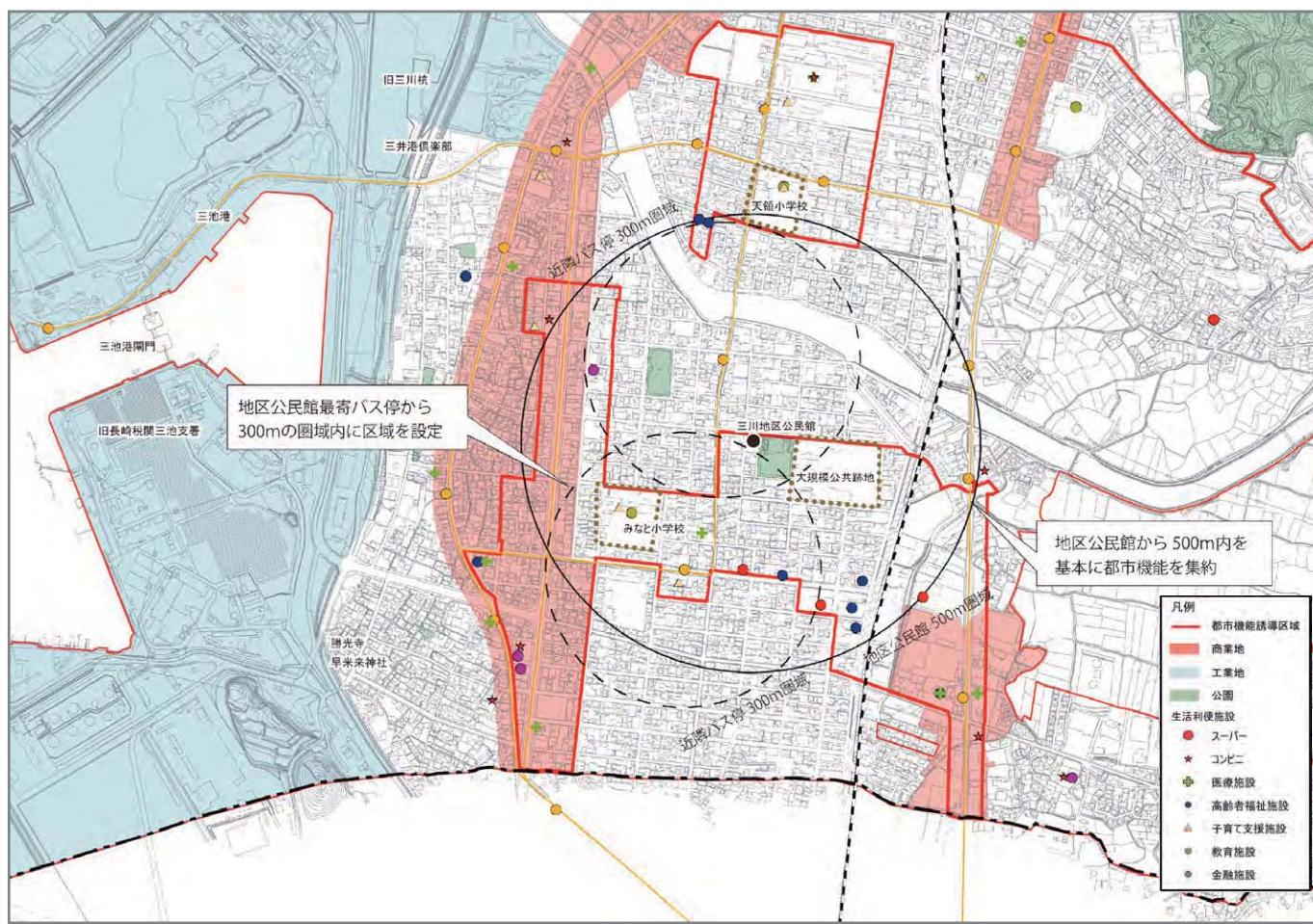
三川地域の都市機能誘導区域は、三川地域住民の日常生活のサービス機能を維持するため、生活利便施設の集約を図ります。

都市機能に係る適正評価では、地区公民館周辺から県道勝立三川線沿いにかけてと、国道389号沿いで高い評価となっていますが、中心市街地周辺地区や荒尾市との近接性を考慮し、地区公民館周辺において都市機能誘導区域を設定します。

«都市機能の適正評価»



«誘導区域の設定»

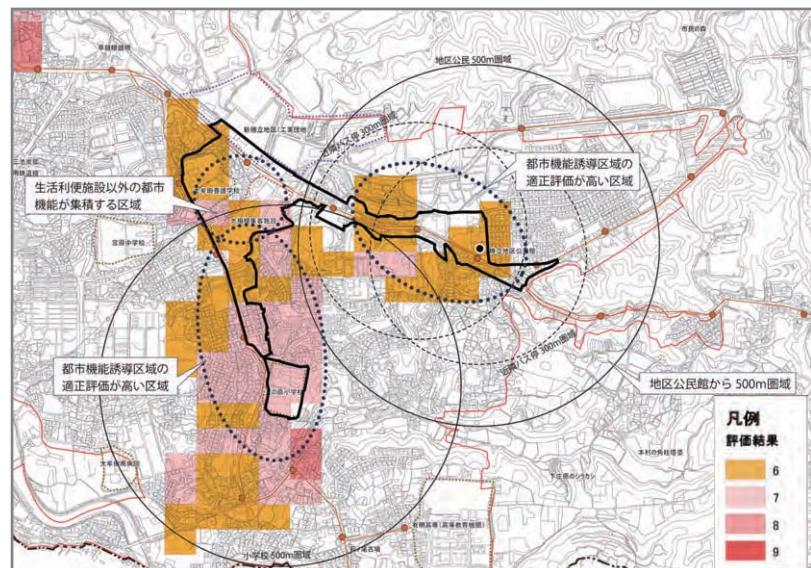


⑥勝立・駒馬地域拠点(生活利便型)

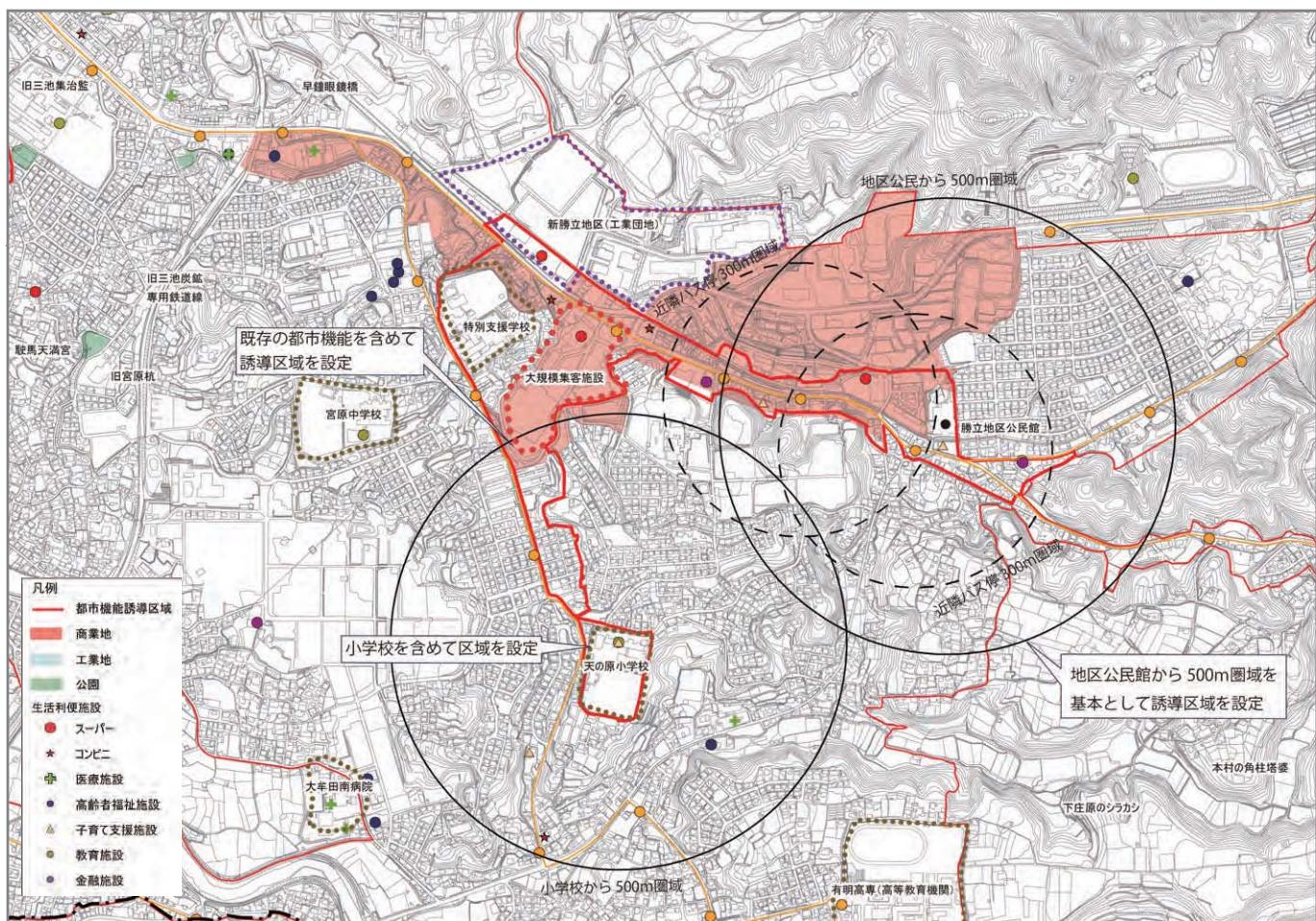
勝立・駒馬地域の都市機能誘導区域は、勝立・駒馬地域住民の日常生活のサービス機能を維持するため、生活利便施設の集約を図ります。

都市機能に係る適正評価では、有明高専へのバス交通が多いことで、天の原小学校周辺で評価が高くなっていますが、主要地方道大牟田植木線沿道には大型店舗やサービス店が数多く立地しており、地区公民館周辺に都市機能の集積を図るために主要地方道大牟田植木線沿線に都市機能誘導区域を設定します。

「**都市機能の適正評価**」

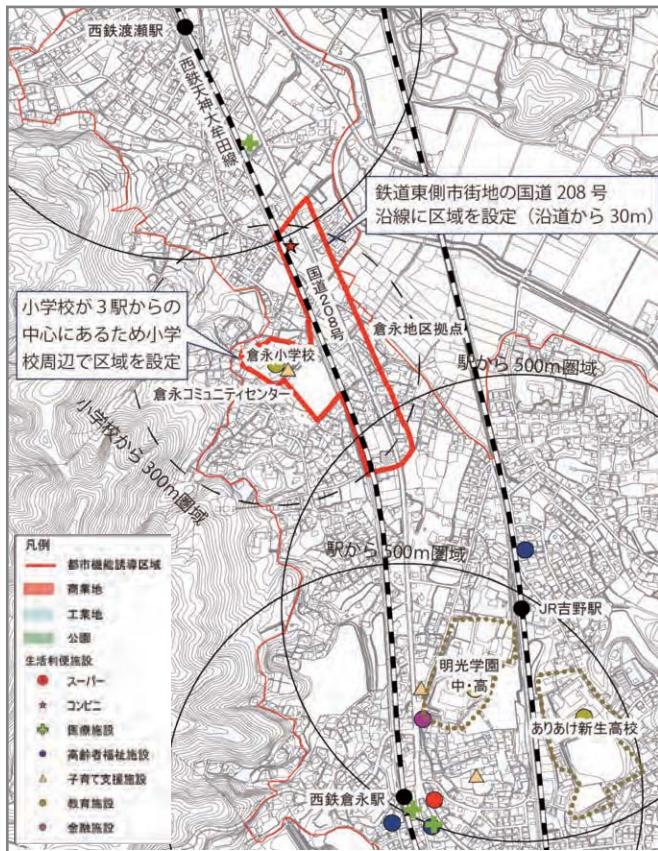


「**誘導区域の設定**」

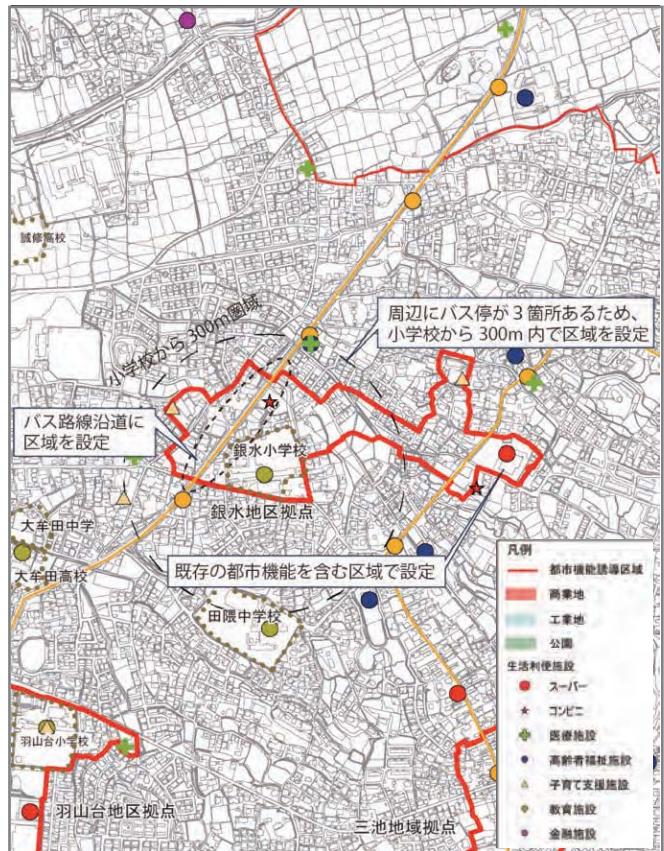


⑦地区拠点(生活利便型)

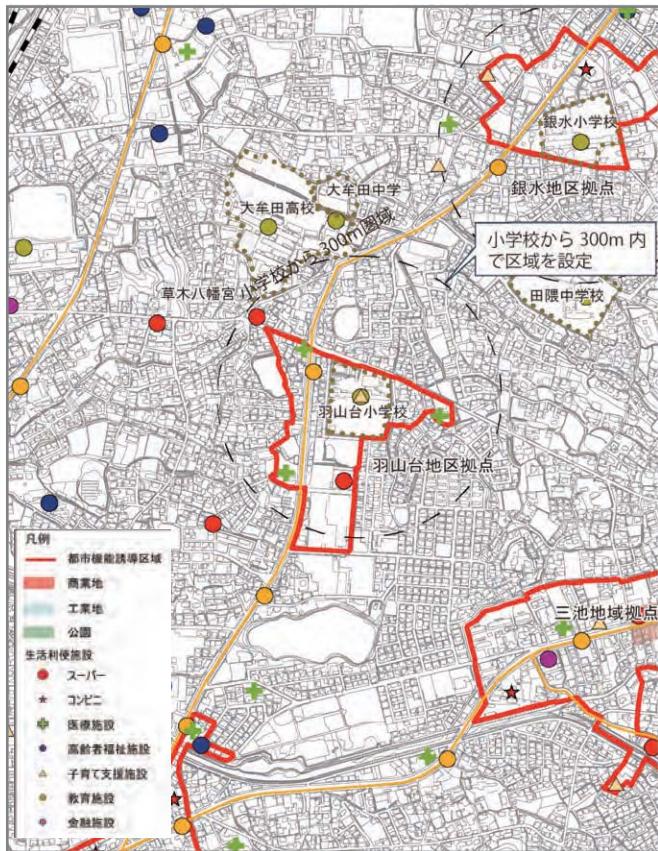
《倉永地区拠点》



《銀水地区拠点》



《羽山台地区抛点》

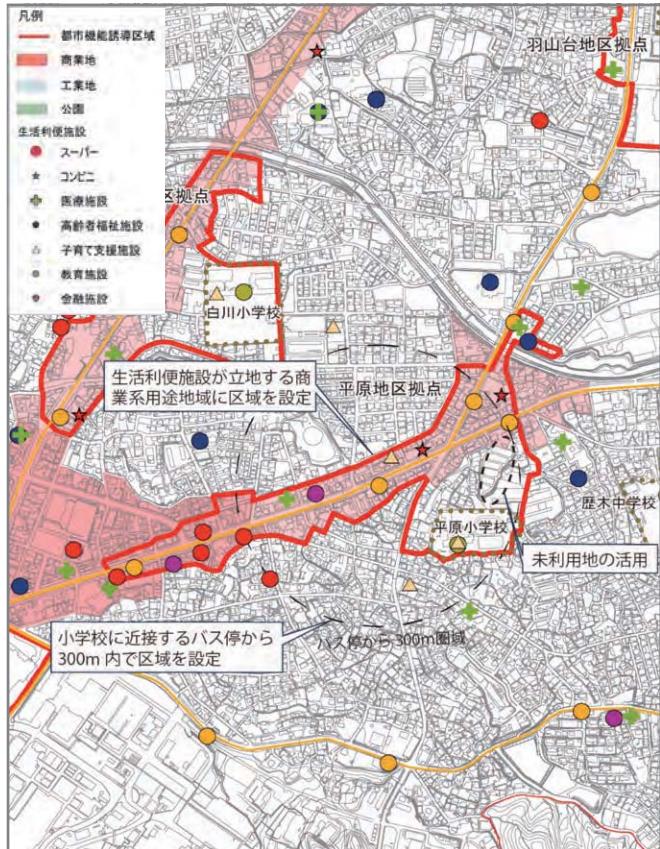


《白川地区抛点》

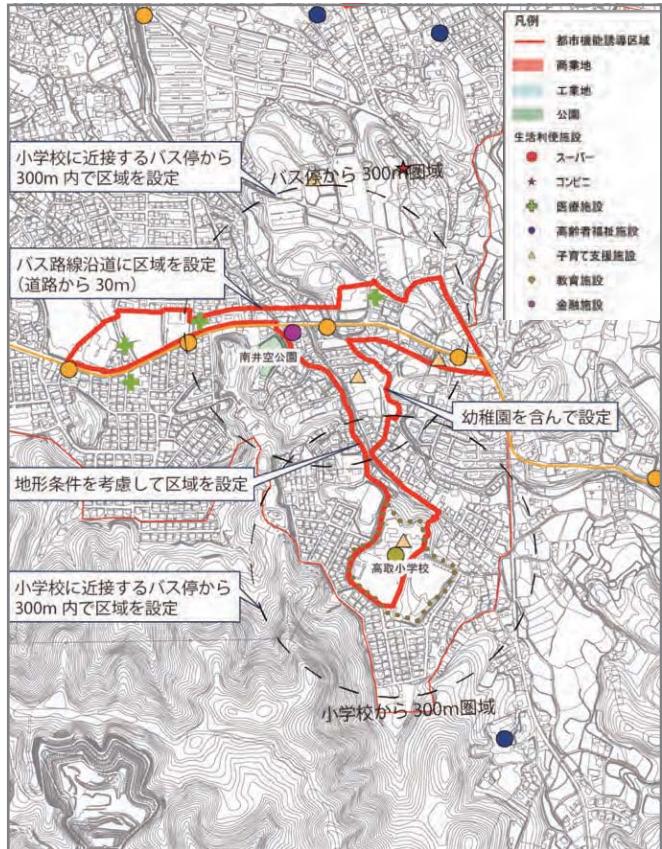


⑦地区拠点(生活利便型)

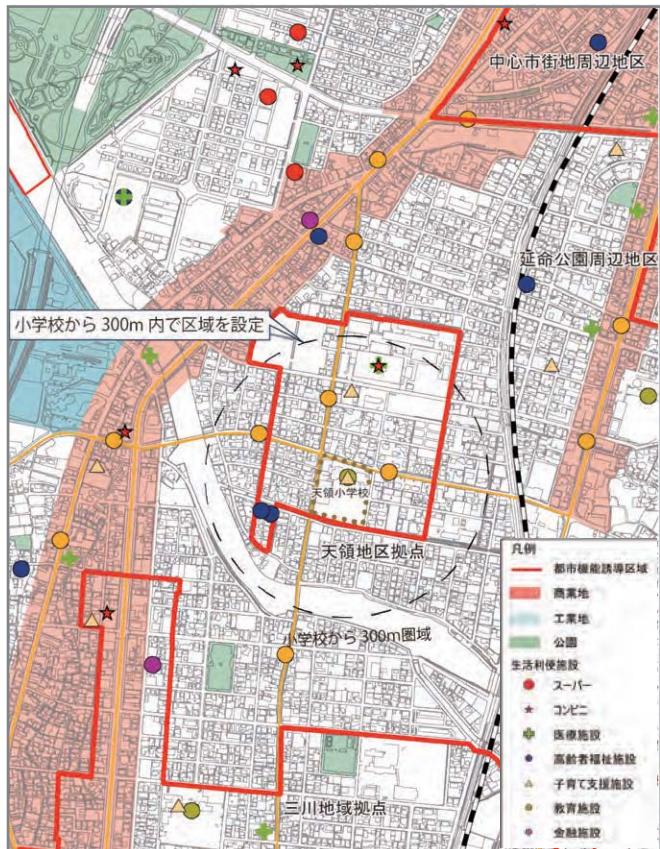
《平原地区拠点》



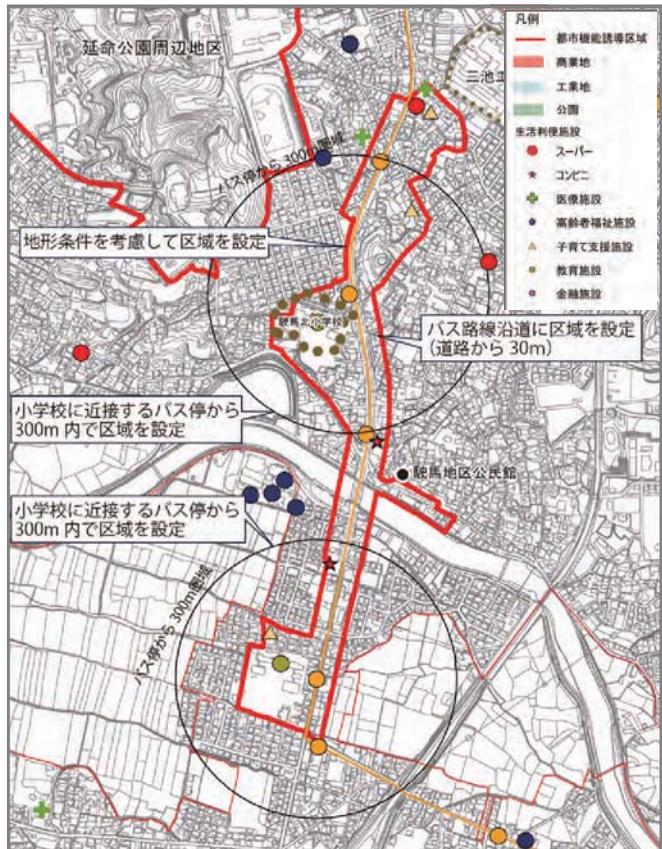
《高取地区拠点》



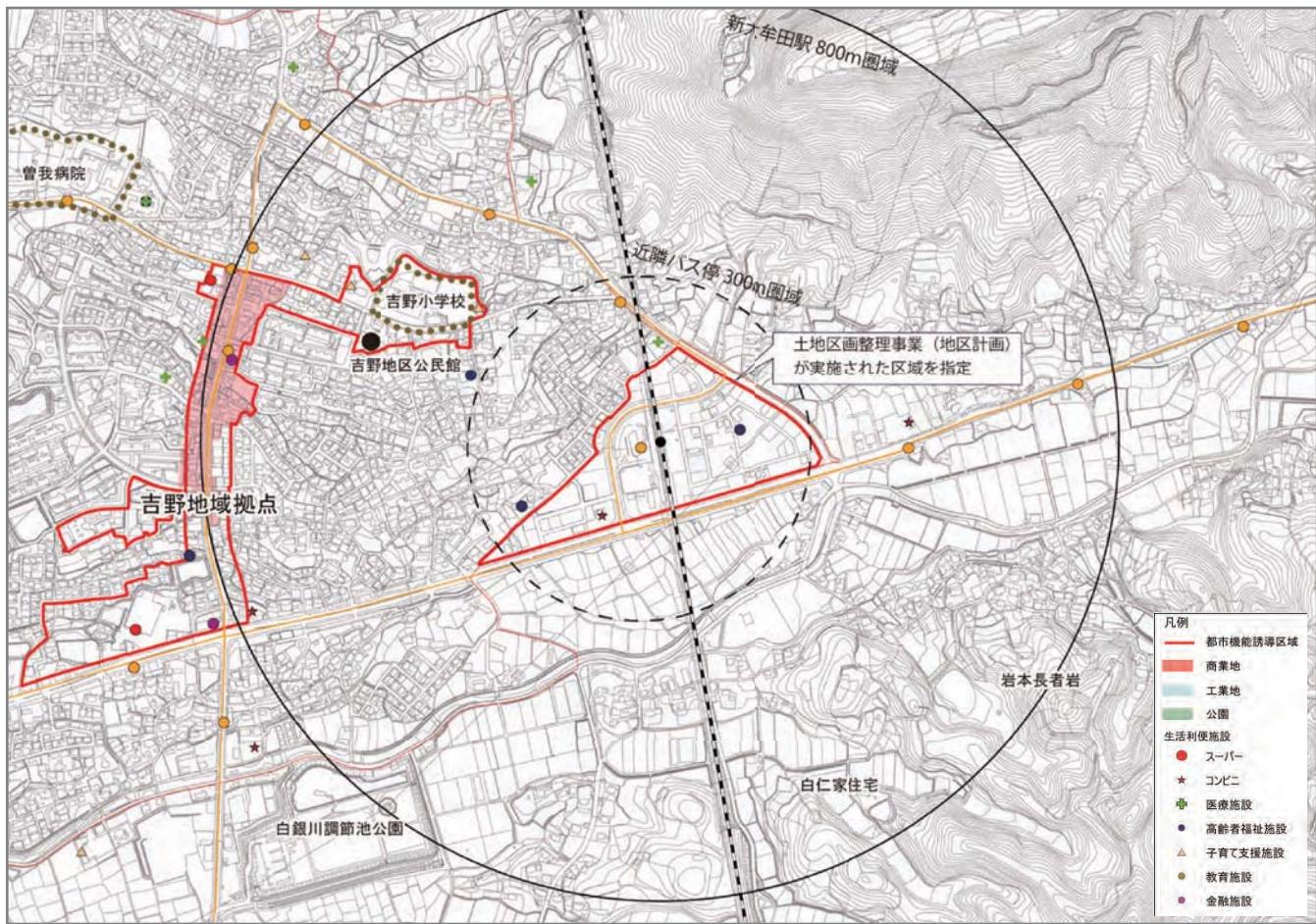
《天領地区拠点》



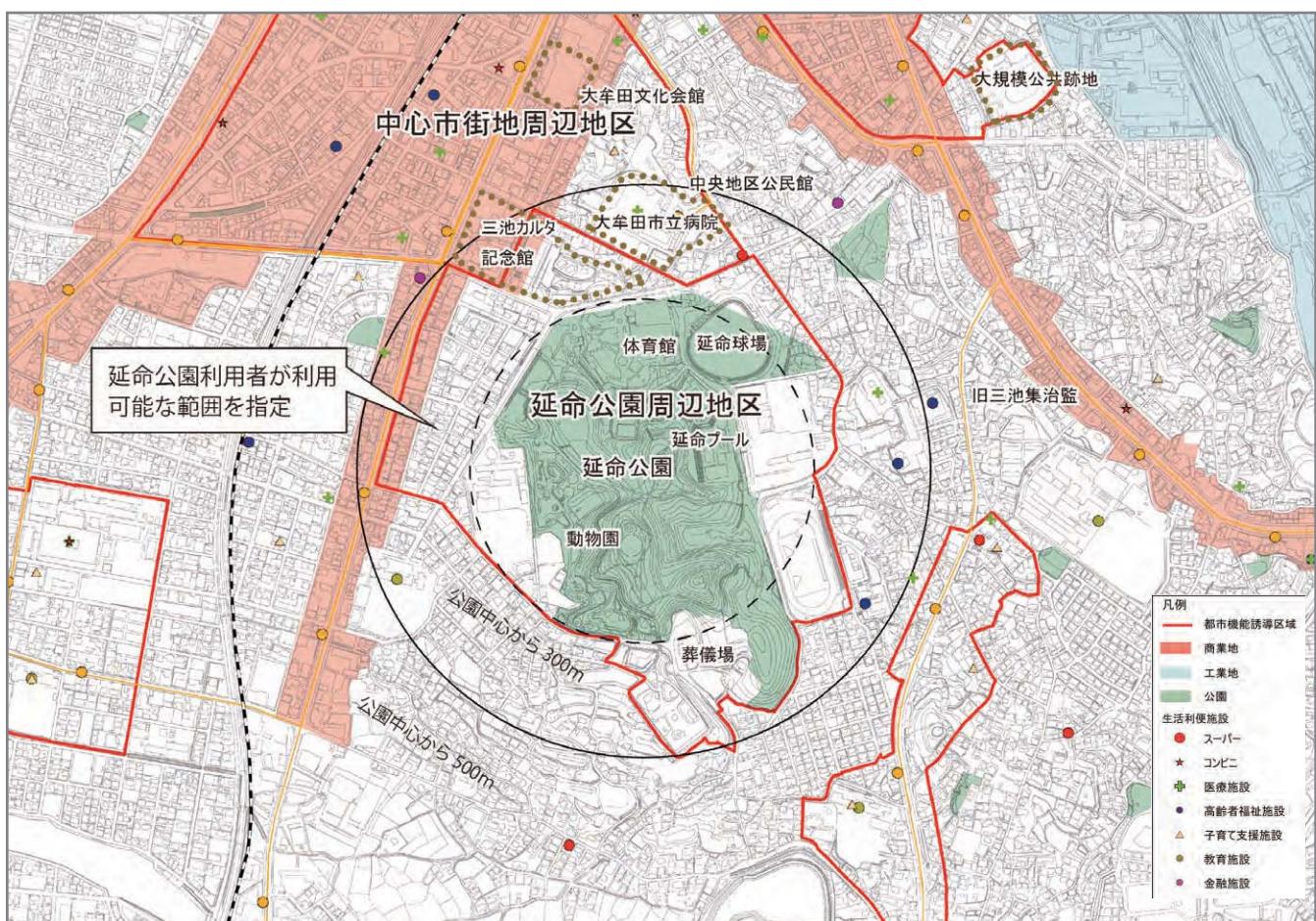
《駒馬地区拠点》



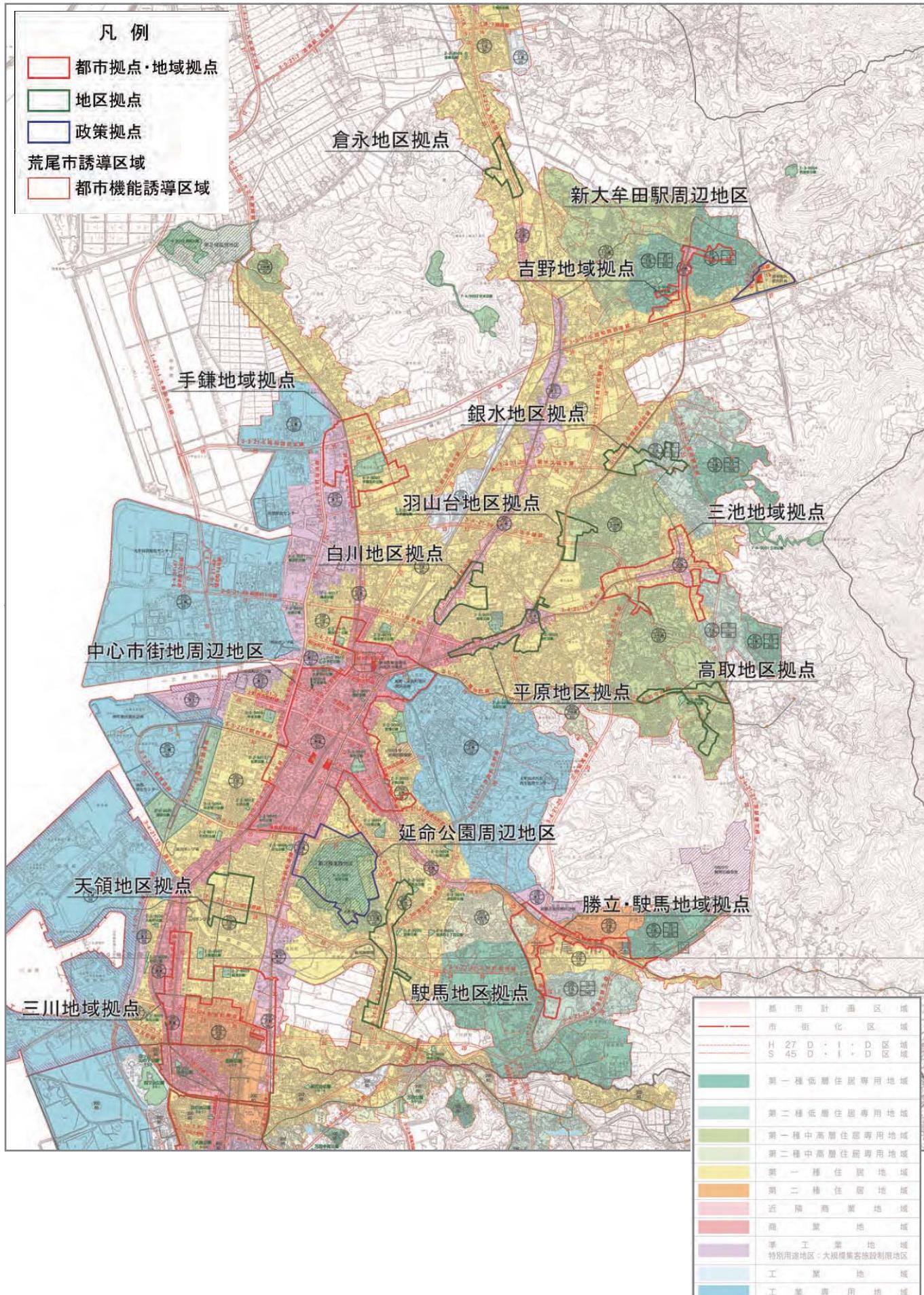
⑧広域交流拠点(政策誘導型)



⑨レクリエーションゾーン(政策誘導型)



《都市機能誘導区域全体図》



4-5 誘導施設の設定

(1) 拠点の将来イメージと必要機能

各拠点の将来イメージと必要とされる機能を以下のように定めます。

地区名			圏域人口				拠点の将来イメージ	必要機能
			対象圏域	人口(人)	人口密度(人/ha)	高齢化率(%)		
生活利便型（市民向け）都市機能誘導区域	都市拠点	中心市街地周辺地区	市全域	117,360	14.4	35.0	中心市街地周辺地区は、市の玄関口として交流人口が最も集中する場所であり、中心市街地としてのぎわいを創出します。特に、JR西鉄の両大牟田駅・西鉄新栄町駅周辺においては、有明圏域定住自立圏共生ビジョンにおいて、公共交通の結節点となる鉄道駅等の機能の強化及び充実を図り、圏域内外の活発な交流を促進することとしているため、市街地再開発事業等の土地の高度利用を推進し、都市機能の集積と交流空間の確保を図ります。また、市内で最も利便性の高い場所であることから、共同住宅や高齢者住宅などの充実を図り、街なか居住を推進します。	全ての市民及び周辺市町を対象とした高次都市機能中央地域住民の身近な買物、医療、福祉、子育て支援等の生活サービス施設
			中央地域 (大牟田中央、大正、中友、白川、平原) 明治の一部	29,528	33.0	33.3		
	地域拠点	吉野地域	吉野、上内、倉永	14,824	6.6	36.8	各地域拠点は、地域住民が身近な買い物や医療、福祉、子育て支援等の日常生活における生活サービスを受けられる場所として、様々な都市機能を備えた地域住民のための拠点を形成します。	身近な買物、医療、福祉、子育て支援等の生活サービス施設
		手鎌地域	手鎌、明治の一部	14,212	10.6	32.6		
		三池地域	羽山台、銀水、高取、三池	29,992	20.7	34.5		
		勝立地域	玉川、天の原、駿馬南、駿馬北	16,498	14.3	39.0		
		三川地域	みなど、天領	12,305	15.9	35.1		
	地区拠点	倉永地区	倉永	5,472	9.3	35.2	各地区拠点は、校区毎のまちづくり活動を支える場所として、地域活動に必要とされる施設の充実を図るとともに、地区の定住人口を確保するため、高齢者福祉施設や子育て支援施設等の生活に身近な施設の維持・充実に努めます。	校区毎のまちづくり活動に必要とされる施設地区住民の生活利便性を確保するための最低限の施設（商店、高齢者福祉施設、子育て支援施設等）
		銀水地区	銀水	10,012	20.5	32.4		
		羽山台地区	羽山台	6,185	42.1	31.7		
		白川地区	白川	7,339	47.2	33.6		
		平原地区	平原	4,271	15.0	39.3		
		高取地区	高取	6,307	16.0	37.7		
		駿馬地区	駿馬南、駿馬北	8,098	21.4	40.8		
		天領地区	天領	5,216	12.5	30.8		
政策誘導型（広域住民向け）	政策拠点	広域交流拠点	新大牟田駅周辺地区	-	-	-	新大牟田駅周辺は、広域からの来訪者を受け入れる場所であることから、交通結節機能の充実を図ることで、各拠点との連携強化を進めるとともに、広域交流拠点としての交流空間の確保や都市機能の充実を図ります。	市民及び周辺市町を対象とした物販施設、ホテル（集会機能付）等
		レクリエーションゾーン	延命公園周辺地区	-	-	-	延命公園周辺は、中心市街地に近いレクリエーションの場として、文化、スポーツ等の施設の充実を図ります。	文化、スポーツ等の施設の維持・充実

序章

第1章

第2章

第3章

第4章

第5章

第6章

第7章

(2) 誘導施設の設定

各拠点の都市機能誘導区域に本来有すべき対象施設を以下に示します。

都市機能増進施設とは、それぞれの拠点に最低限の都市機能として本来備えておくべき機能のことを指し、既存施設の維持・増進を図るために設定するもので、届出の対象となる誘導施設とは異なります。地区拠点には、小学校区単位の地域活動を支援するための施設を誘導します。

《《都市機能增進施設》》

生活利便誘導(市民向け)拠点の配置(都市拠点・地域拠点・地区拠点)

※都市機能増進施設は、現時点では施設数が充足するため誘導施設としては設定していないが、建物の移転・建替え等の影響によって、施設数が不足する可能性がある場合を考慮したものであり、現地建替え及び都市機能誘導区域内への誘導を図る目的で設定を行う。

政策誘導型(広域住民向け)拠点の配置(都市拠点・政策拠点)

		都市拠点 中心市街地周辺(※2)	都市拠点	政策拠点	
			広域交流拠点 新大牟田駅周辺(※3)	レクリエーションゾーン 延命公園周辺(※4)	
大規模集客施設(※1)			●	—	—
以 外 (※ 1) 大 規 模 集 客 施 設	商業施設	スーパーマーケット	●	●	—
		コンビニエンスストア	●	●	—
	ホテル(集会機能を有するもの)		●	●	—
	文化・スポーツ活動を推進する基幹的な公共施設、動物園施設		—	—	●
	拠点形成に必要とされる都市機能の増進に寄与するもののとして市長が指定するもの(延べ面積1,000 m ² 以上)		●	●	●

(※1)「筑後都市圏都市計画区域の整備、開発及び保全の方針(都市計画区域マスターplan)」に示す大規模集客施設。

(※2)「筑後都市圏都市計画区域の整備、開発及び保全の方針」(都市計画区域マスター・ナンバー)と「大牟田焼撰喫茶施設」、「筑後都市圏都市計画区域の整備、開発及び保全の方針」、「大牟田市都市計画マスタープラン」、「大牟田市中心市街地活性化基本計画」との整合を図ることを原則とする。

(※3)「大牟田市都市計画マスター・プラン」との整合を図ることを原則とする

(※3)「入生田市都市計画マスタープラン」との整合を図ることを原則とする。
(※4)「大牟田市都市計画マスタープラン」「緑の基本計画」との整合を図ることを原則とする

誘導施設とは、各拠点に設定した都市機能誘導区域に誘導する施設のことを指し、誘導施設として設定された場合には届出の対象となります。ただし、誘導施設は、各地域の施設の過不足状況から設定するため、随時変更等が発生しますのでご注意ください。※誘導施設の最新情報については、市のHPで公表します。

《誘導施設》

生活利便誘導(市民向け)拠点の配置(都市拠点・地域拠点・地区拠点)

			都市拠点		地域拠点(500m圏域)					地区拠点(300m圏域)						
			周辺 中心市街地	吉野 地域	手 鎌 地 域	三 池 地 域	駿 馬 地 域	勝 立 ・ 駿 馬 地 域	三 川 地 域	倉 永 地 区	銀 水 地 区	羽 山 台 地 区	白 川 地 区	平 原 地 区	高 取 地 区	駿 馬 地 区
対象圏域	対象地区		白川、平原、中友、大正、大牟田中央、明治の一部	倉永、吉野、上内	手鎌、明治の一部	銀水、羽山台、三池、高取	駿馬北、駿馬南、天の原、玉川	天領、みなと	倉永	銀水	羽山台	白川	平原	高取	駿馬北、駿馬南	天領
	H27	人口	29,528	14,824	14,212	29,992	16,498	12,305	5,472	10,012	6,185	7,339	4,271	6,307	8,098	5,216
		人口密度	33.0	6.6	10.6	20.7	14.3	15.9	9.3	20.5	42.1	47.2	15.0	16.0	21.4	12.5
	H47	人口	22,095	10,577	10,719	22,166	11,500	9,050	3,996	7,572	4,711	5,473	3,169	4,502	5,538	4,025
		人口密度	24.7	4.7	8.0	15.3	8.3	11.7	6.8	15.5	31.8	35.4	11.1	11.5	14.6	9.6
生活利便施設	商業	スーパーマーケット	■	▲	■	▲	▲	○	—	—	—	—	—	—	—	—
		コンビニエンスストア	■	▲	▲	■	○	○	▲	○	■	▲	○	▲	○	○
	医療	一般診療所(内科)	○	○	○	○	○	○	—	—	—	—	—	—	—	—
	福祉	介護保険施設(地域密着型サービス施設)	■	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	■	○	○
		障害者福祉施設	■	■	○	■	○	■	—	—	—	—	—	—	—	—
		地域包括支援センター	○	○	○	○	○	○	○	—	—	—	—	—	—	—
	子育て	幼稚園・保育所・認定こども園	○	○	○	○	○	○	—	—	—	—	—	—	—	—
		学童保育所	▲	▲	▲	○	▲	○	○	▲	▲	▲	▲	○	○	○
	その他	金融機関	○	▲	■	■	▲	▲	—	—	—	—	—	—	—	—
		地区公民館	○	○	○	○	○	○	—	—	—	—	—	—	—	—
		コミュニティセンター	○	○	○	○	○	○	○	○	■	■	■	○	○	○

政策誘導型(広域住民向け)拠点の配置(都市拠点・政策拠点)

			都市拠点		政策拠点					
			中心市街地周辺(※2)		広域交流拠点		レクリエーションゾーン	新大牟田駅周辺(※3)		
大規模集客施設(※1)										
以 外 <small>(※1)</small> 規 模 集 客 施 設	商業施設	スーパーマーケット	▲	—	—	—	—	—	—	—
		コンビニエンスストア	▲	▲	■	■	■	—	—	—
	ホテル(集会機能を有するもの)		▲	—	—	—	—	—	—	—
	文化・スポーツ活動を推進する基幹的な公共施設、動物園施設		—	—	—	—	—	—	▲	—
	拠点形成に必要とされる都市機能の増進に寄与するものとして市長が指定するもの(延べ面積1,000m ² 以上)					■	■	■	■	■

(※1)「筑後都市圏都市計画区域の整備、開発及び保全の方針(都市計画区域マスタープラン)」で示す大規模集客施設。

(※2)「筑後都市圏都市計画区域の整備、開発及び保全の方針」、「大牟田市都市計画マスタープラン」、「大牟田市中心市街地活性化基本計画」との整合を図ることを原則とする。

(※3)「大牟田市都市計画マスタープラン」との整合を図ることを原則とする。

(※4)「大牟田市都市計画マスタープラン」、「緑の基本計画」との整合を図ることを原則とする。

■：現在立地していない施設を誘導 ▲：現在立地している施設の充実（施設数の増加）
○：現在立地している施設の維持（施設が充足） —：設定しない

